

第 1 3 回成田市農業委員会総会議事録

平成 2 1 年 7 月 2 3 日

成 田 市 農 業 委 員 会

第 1 3 回 成 田 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

平成 2 1 年 7 月 2 3 日 成 田 市 役 所 6 階 中 会 議 室 に お い て 開 催
委員定数 2 9 名

◎ 出席委員（28名）

議長	小 池 利 道		
1 番	海 保 博	15 番	木 下 敏
2 番	村 嶋 孝 志	16 番	伊 藤 勝
3 番	鈴 木 清	18 番	西 野 潤 志 郎
4 番	仲 山 綾 夫	20 番	岩 立 隆
5 番	菅 澤 一 郎	21 番	清 宮 茂 樹
6 番	龍 崎 文 雄	22 番	佐 久 間 勇
7 番	宇 佐 美 薫	23 番	岩 澤 貞 男
8 番	鵜 澤 惠 治	24 番	小 林 典 男
9 番	根 本 喜 久 治	25 番	吉 田 三 男
10 番	西 村 千 尋	26 番	大 里 操
11 番	荒 居 稔	27 番	秋 山 哲 也
12 番	金 岡 二 三 克	28 番	岡 野 政 男
13 番	石 原 輝 夫	29 番	宮 野 茂
14 番	宍 倉 日 出 夫		

◎ 欠席委員（1名）

17 番	石 井 賢 二		
------	---------	--	--

(午後 2 時 5 5 分開会)

議 長

これより第 1 3 回成田市農業委員会総会を開会いたします。
本総会の委員定数は 2 9 名で、本日の出席委員は 2 8 名、欠席委員は 1 名(1 7 番・石井賢二委員)でございます。
議案の審議に入るに先立ちまして、新たに議会推薦により選任されました委員を事務局よりご紹介願います。

事務局

議会推薦による農業委員会委員が 6 月 2 5 日付けで、成田市長より選任されましたのでご紹介をさせていただきます。現在、仮議席番号に着席いただいております。仮議席番号 2 番 村嶋孝志委員でございます。

仮議席 2 番
(村嶋委員)

村嶋です。よろしくお願いたします。

事務局

仮議席番号 1 0 番 西村千尋委員でございます。

仮議席 1 0 番
(西村委員)

西村です。よろしくお願いたします。

事務局

仮議席番号 2 8 番 岡野政男委員でございます。

仮議席 2 8 番
(岡野委員)

岡野です。よろしくお願いたします。

事務局

仮議席番号 2 9 番 宮野茂委員でございます。

仮議席 2 9 番
(宮野委員)

宮野です。よろしくお願いたします。

事務局

なお、議席につきましては成田市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、あらかじめ前回の議会推薦委員の欠員議席番号をくじ引きにより決定し、仮議席として着席いただいておりますのでよろしくお願いたします。

議 長

平成 2 1 年 6 月 2 3 日、第 1 2 回総会后、今総会までの農業委員会事務につきましては、お手元に配布してございます「諸般の報告」

のとおりでございます。ご了承願います。

(諸 般 の 報 告)

7月13日(月) 運営委員会

於 市役所5階 501会議室

出席者 小池、海保、佐久間、龍崎、
宍倉、大里各委員 以上6名

成田市農業センター先進地視察

於 野田市堆肥センター 他

出席者 吉田委員

7月15日(水) 成田市農業指導者連絡協議会通常総会

於 農業センター

出席者 小池会長、柿沼事務局長

7月17日(金) 第4小委員会

於 市役所5階 502会議室

出席者 鈴木、鶴澤、荒居、石原、西野、
清宮各委員、小池会長 以上7名

次に、議事録署名人の指名を行います。慣例でございますので、議長において

議席番号 26番 大里 操 委員

27番 秋山 哲也 委員

の両名を指名いたします。

また、書記には麻生主査を任命いたします。

それでは、本日提案されます議案につきましては、

議案第1号 議席の決定及び小委員会委員編成の一部変更について

議案第2号 取下願について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 平成21年度第5次農用地利用集積計画の決定
について

議案第6号 専決処分の承認を求めるについて

以上の6議案でございます。なお、議会推薦委員の議席につきまし

ては、議案第1号の採決をいただくまで、仮議席とさせていただきます。それでは、去る7月17日に開催いたしました第4小委員会において、本総会に提出される議案につきまして事前審査を行いました結果について、鈴木第4小委員長よりご報告願います。

第4小委員長
(3番鈴木委員)

去る7月17日午後1時30分より402会議室におきまして、全委員出席のもと第4小委員会を開催いたしました。

本総会に提案される各議案につきまして、現地調査と事前審査を行いました。提出されました議案は6議案でございます。

まず、3ページの議案第1号、議席の決定及び小委員会委員編成の一部変更についてでございます。新たな議会推薦委員として、村嶋孝志委員、西村千尋委員、岡野政男委員、宮野茂委員が6月25日付けで成田市長より選任されたことに伴い、議席及び小委員会委員編成について、別紙(案)が提出されたものでございます。委員より選出方法についての問いがあった他はさしたる質問もなく、異議はございませんでした。

次に、5ページの議案第2号、取下願についてでございます。2件の申請がございました。共同住宅の建築及びそれに関連した道路拡幅の為に農地法第5条の申請をしましたが、建築計画中止のため取り下げたいとして申請がなされたものです。さしたる質問もなく、採決の結果異議はございませんでした。

次に、6ページの議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。売買が5件ございました。さしたる質問もなく、採決の結果異議はございませんでした。

次に、8ページの議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。売買が1件、使用貸借権の設定の許可後の計画変更承認が1件、賃借権の設定が10件ございました。

- ① 売買については、共同住宅を建築したいとするものです。
- ② 使用貸借権の設定の許可後の計画変更承認については、砂利採取計画の変更により、一時転用期間を延長し、搬出路用地として使用したいとするものです。
- ③ 賃借権の設定については、スーパーマーケット用地として転用したいとするものが8件。圏央道建設工事に伴い、店舗兼事務所及び駐車場を移転したいとするものが1件。成田高速鉄道のトンネル工事に伴う資材置場用地として一時転用したいとするものが1件です。

さしたる質問もなく、採決の結果異議はございませんでした。

次に、21ページの議案第5号、平成21年度第5次農用地利用

集積計画の決定について でございます。利用権設定が9件、利用権設定の転貸が1件でございます。各筆の明細は24ページから26ページでございます。さしたる質問もなく、採決の結果、異議はございませんでした。

次に、27ページの議案第6号、専決処分の承認を求めるについて でございます。4条の届出が1件、5条の届出が8件、転用事実確認証明の5条が4件、農地法第20条第6項の規定による通知が3件でございます。さしたる質問もなく、採決の結果、異議はございませんでした。

以上、議案第1号から第6号についての小委員会の事前審査の結果でございます。本総会でのより一層の慎重審議をお願いいたしまして小委員会の報告といたします。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより議案の審議に入ります。3ページでございます。議案第1号、議席の決定及び小委員会委員編成の一部変更について を提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

それでは3ページをお開き願います。議案第1号、議席の決定及び小委員会委員編成の一部変更について でございます。先程ご紹介いたしました、議会推薦による農業委員会委員が新たに、6月25日付けで成田市長より選任されました。本総会の議席につきましては、成田市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、あらかじめ欠員議席の番号をくじ引きにより決定し、現在仮議席として着席いただいておりますが、この仮議席をあらためて本議席として、決定をするものでございます。議席番号2番、村嶋孝志、議席番号10番、西村千尋、議席番号28番、岡野政男、議席番号29番、宮野茂。4ページをお開き願います。また、成田市農業委員会小委員会規則の規定により、小委員会編成の一部変更につきましては、小委員会委員編成表(案)のとおり第1、第2、第3、第4の各小委員会編成のとおり配置させていただきました。なお、編成に当たりましては、委員の出身地や地区等を考慮させていただきました。以上で議案第1号、議席の決定及び小委員会委員編成の一部変更についての説明を終わらせていただきます。ご審議いただきます

よう、よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、議案第1号、議席の決定及び小委員会委員編成の一部変更について を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でございます。よって議案第1号は承認されました。なお、議席番号につきましては、村嶋孝志委員は2番、西村千尋委員は10番、岡野政男委員は28番、宮野茂委員は29番でお願いいたします。

次に、5ページでございます。議案第2号、取下願について を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

(事務局長の挙手あり)

議 長 柿沼事務局長

事務局 それでは5ページをお開き願ひます。議案第2号、取下願について でございます。2件の使用貸借権の取下げ申請がございました。2件とも関連した案件でございます。

1番、借受人である本三里塚の■■さんが、貸付人である本三里塚の■■さんが所有する本三里塚の畑2筆 1,937 m²を借り受けて、共同住宅を建築したいという申請でございましたが、今回、事業見直しによる計画中止のため、申請を取り下げたいというものでございます。

2番、同じく、借受人の■■さんが、貸付人の■■さんが所有する本三里塚の畑2筆 13.83 m²を借り受けて、道路拡幅を計画しましたが、事業見直しによる計画中止のため、申請を取り下げたいというものでございます。以上で議案第2号、取下願についての説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお

願いたします。

議 長 事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、議案第2号、取下願について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。よって議案第2号は可決されました。

次に、6ページでございます。議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について を提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長 柿沼事務局長

事務局 それでは6ページをお開き願います。議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について でございます。

① 売買による所有権移転でございます。5件の申請がございました。

1番、譲受人である奈土の■■さんが、譲渡人である東京都江戸川区の■■さんが所有する奈土の畑2筆 907㎡について、自作地に近く耕作に便利のため取得したいという申請でございます。この土地は■■さん宅から約600m離れた所でございます。また、譲渡人は83才で、なおかつ東京在住で耕作できないため譲渡したいとのことです。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

2番、譲受人である大袋の■■さんが、譲渡人である北羽鳥の■■さんが所有する南部の田3筆 2,564㎡について、優良農地を取得し、農業経営の規模拡大を図りたいという申請でございます。大袋の■■さんの自宅から申請地までの通作距離は1.2kmでございます。また、譲渡人は70才という高齢のため、農業経営の規模縮

小をしたいという申請でございます。申請地は成田北部土地改良区域内であり、同土地改良区より農地法第3条許可申請について、差し支えない旨の意見書が添付されております。また、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

3番、譲受人である並木町の■■■さんが、譲渡人である山之作の■■■さんが所有する山之作の登記簿地目田、現況畑、1筆 44 m²について、自作地に隣接しており、耕作に便利のため取得したいという申請でございます。譲渡人は農地面積が狭く、作業効率が悪いため譲渡したいという申請でございます。申請地は成田用土地改良区域内であり、同土地改良区より農地法第3条許可申請について、差し支えない旨の意見書が添付されております。また、取得後は自ら耕作する旨の確約書も添付されております。

4番、譲受人である宝田の■■■さんが、譲渡人である押畑の■■■さんが所有する宝田の田2筆 1,744 m²について、自作地に近く、耕作に便利のために取得したいという申請でございます。譲受人の自作地から申請地までは約300mの距離でございます。また、譲渡人は後継者がいないため、農業経営規模を縮小したいという申請でございます。なお、譲渡人は1人住まいでございます。申請地は根木名川土地改良区域内であり、同土地改良区より農地法第3条許可申請について、差し支えない旨の意見書が添付されております。また、取得後は自ら耕作する旨の確約書も添付されております。

5番、譲受人である本三里塚の農業生産法人 有限会社北総愛農会 代表取締役 渡邊明夫さんが、譲渡人である吉倉の■■■さんが所有する吉倉の畑1筆 4,959 m²について、会社から近く、耕作に便利のため取得したいという申請でございます。会社から申請地までは2.8kmの距離でございます。また、譲渡人は後継者がいないため、農業経営規模を縮小したいという申請でございます。また、取得後は耕作する旨の確約書が添付されております。

以上で議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長

事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第3号は可決されました。次の議案第4号については、農業委員会等に関する法律第24条議事参与の制限の規定により、私が議事に参与することは出来ないもので、海保職務代理に議長をお願いします。

(議長交代、19番 小池会長退席)

議 長

(海保職務代理)

議案第4号につきましては、会長が関与しておりますので、私が議長を務めさせていただきます。

8ページでございます。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

(事務局長の挙手あり)

議 長

(海保職務代理)

柿沼事務局長

事務局

それでは8ページをお開き願います。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について でございます。

① 売買でございます。1件の申請がございました。

1番、譲受人である橋賀台1丁目の■■さんが、譲渡人である伊能の■■さんが所有する伊能の畑2筆 572㎡を取得し、共同住宅1棟を建築したいという申請でございます。申請地は国道51号線を香取市方面に向かい、伊能交差点を右折し、市道伊能赤池線に入り、約400mほど先の右側でございます。9ページに公図の写しがございます。

次に10ページをお開き頂きたいと存じます。

② 使用貸借権の設定でございます。許可後の計画変更承認申請が1件ございました。

1番、借受人である香取市の有限会社八木建材興業 代表取締役八木幸一さんが、貸付人である所の■■さんが所有する所の登記簿地目田、1,460㎡のうち現況地目雑種地、175㎡を借り受けて、搬

出路用地として使用したいという申請でございます。この申請は砂利採取計画の変更により、一時転用期間を延長したいという申請でございます。当初許可は平成18年9月25日から3年間で、9月24日に許可が切れますので、本年11月30日まで搬出道路として使用したいとするものです。申請地は、国道51号線を香取市方面に向かい、ワコースチール香取工場手前の交差点を左折し、市道所7号線を約1.2km先の左側に搬出道路があり、申請地は入口より更に50m先の下った所でございます。■■さんと八木幸一さんは、父子の関係です。11ページに公図の写しがございます。続きまして12ページをお開き願います。

③ 賃借権の設定でございます。10件の申請がございました。

1番から8番は関連しておりますので一括説明させていただきます。

1番、賃借人である印旛郡栄町の株式会社ナリタヤ 代表取締役菊川一平さんが、賃貸人である高岡の■■さんが所有する高岡の田2筆 1,432㎡を借り受けて、店舗用地に転用したいという申請でございます。

2番、同じく、同社が、賃貸人である高岡の■■さんが所有する高岡の田1筆 298㎡を借り受けて、店舗用地に転用したいという申請でございます。

13ページをご覧いただきたいと存じます。3番、同じく、同社が、賃貸人である■■さん（持分2分の1）の相続人である高岡の■■さん、同じく高岡の■■さん、香取市の■■さん、富里市の■■さん、香取市の■■さん、共有者である高岡の■■さん（持分6分の1）、■■さん（持分6分の2）が所有する高岡の田1筆 689㎡を借り受けて店舗用地に転用したいという申請でございます。

次に14ページをご覧いただきたいと存じます。4番、同じく、同社が、賃貸人である高岡の■■さんが所有する高岡の田4筆 3,017㎡を借り受けて、店舗用地に転用したいという申請でございます。

5番、同じく、同社が、賃貸人である高岡の■■さんが所有する高岡の田1筆 679㎡を借り受けて、店舗用地に転用したいという申請でございます。

15ページをご覧いただきたいと存じます。6番、同じく、同社が、賃貸人である高岡の■■さん（持分2分の1）、■■さん（持分2分の1）が所有する高岡の田1筆 112㎡を借り受けて、店舗用地に転用したいという申請でございます。

7番、同じく、同社が、賃貸人である猿山の■■さんが所有する

高岡の田1筆 21 m²を借り受けて、店舗用地に転用したいという申請でございます。

16ページをお開きいただきたいと存じます。8番、同じく、同社が、賃貸人である高岡の■■さんが所有する高岡の田2筆 1,623 m²を借り受けて、店舗用地に転用したいという申請でございます。1番から8番までの申請地は、いずれも農振農用地区域でありましたが、平成20年4月8日付けで農用地区域から除外されております。また、申請地は道路より低くなっており、埋立て計画については、特定事業の事前協議済みでございます。また、申請地は下総土地改良区域内であり、同土地改良区より転用許可申請について、差し支えない旨の意見書が添付されております。この事業の合計面積は7,871 m²です。申請地は、県道江戸崎下総線のJR滑河駅前交差点を香取市方面に向かい、高岡交差点を右折して主要地方道横芝下総線に入り、約100m先の左側でございます。18ページに公図の写しがございます。

9番、賃借人である習志野市の千葉県ヤクルト販売株式会社 代表取締役 石川隆明さんが、賃貸人である高の■■さんが所有する高の登記簿地目田、現況地目畑、1筆 826 m²を借り受けて、圏央道建設工事に伴い、現在の事業用地が道路用地として買収されるため、申請地に店舗兼事務所及び駐車場を移転したいという申請でございます。現況畑につきましては、譲渡人が平成18年ごろより、農地法の許可をとらずに中古車販売用地として利用しており、本申請に当たりましては始末書を添付してございます。また、申請地は下総土地改良区域内であり、同土地改良区より転用許可申請について、差し支えない旨の意見書が添付されております。申請地は主要地方道成田下総線を神崎町方面に向かい、旧佐原市外5町消防組合西分遣所のT字路を左折し、市道高村中旧県道線に入って200m先の右側でございます。19ページに公図の写しがございます。

17ページをお開きいただきたいと存じます。10番、賃借人である東京都港区の株式会社間組 関東土木支店 常務執行役員支店長 肥後満朗さんが、賃貸人である松崎の■■さんが所有する松崎の畑1筆 257 m²を借り受けて、成田新高速鉄道線の松崎トンネル工事に伴う資材置場用地として一時転用したいという申請でございます。なお、一時転用期間終了後は農地に復元する旨の誓約書が添付されております。今回、さらにトンネル構築工事に多量な資材・機材が必要になり、仮置場が不足となったために、申請地を転用したいとの申請でございます。申請地は成田ニュータウン外周道路から市道松崎玉造線に入り、約400m先の「やまでん」という飲

食店の入口を右折し、約100m先の左側の畑です。20ページに公図の写しがございます。

以上で議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長
(海保職務代理) 事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

5 番
(菅澤委員) 株式会社ナリタヤの転用について質問いたします。まず、建物の面積はどのくらいでしょうか。また、店舗のオープン予定はいつごろでしょうか。

事務局 ご質問にお答えいたします。店舗面積は998.30㎡、延床面積は1,631.57㎡でございます。残りの部分は駐車場と進入路等でございます。次にオープン予定ですが、工事完了予定が本年12月15日とのことです。よろしく願いいたします。

議 長
(海保職務代理) 他にございませんか。

(意義なしの声あり)

議 長
(海保職務代理) 異議なしの声がございましたので、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長
(海保職務代理) 挙手全員でございます。よって議案第4号は可決されました。それでは、小池会長の議事参与を認め、議長を交代します。

(議長交代、19番 小池会長着席)

議 長 次に、21ページでございます。議案第5号、平成21年度第5次農用地利用集積計画の決定について を提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

それでは21ページをお開き願います。議案第5号、平成21年度第5次農用地利用集積計画の決定についてでございます。成田市長より農業経営基盤強化促進法第18条の規定によりまして、次ページ以降のとおり、平成21年度第5次農用地利用集積計画(案)の協議がありましたので提出するものでございます。23ページをお開き願います。設定状況の概略につきましては総括表によりご説明させていただきます。

1-1利用権の設定でございます。賃借権の設定でございます。契約期間3年のものは契約面積が2,161㎡、田2筆、1件で新規分でございます。契約期間5年のものは契約面積が2,403㎡、田3筆、2件で新規分でございます。契約期間6年のものは契約面積が8,532㎡、田5筆、3件でございます。契約期間10年のものは契約面積が5,235.38㎡、田5筆、2件、畑1筆、1件で、うち新規分は畑1筆、1件、1,593.38㎡でございます。合計契約面積は18,331.38㎡、田15筆、畑1筆でございます。そのうち新規設定は6,157.38㎡で、再設定は12,174㎡、田10筆、5件でございます。

次に、1-2利用権の設定の転貸でございます。今回は成田地区で、財団法人成田市農業センターが借り受けた農地を貸付するものでございます。今回は「賃借権」設定による、契約期間10年のもので契約面積が1,593.38㎡、畑1筆、1件、新規設定でございます。詳細につきましては、24ページから26ページまでの農用地利用集積計画の一覧表に示されているとおりでございます。以上で議案第5号、平成21年度第5次農用地利用集積計画の決定についての説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長

事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第5号、平成21年度第5次農用地利用集積計画の決定について を採決いたします。賛成

の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第5号は承認されました。

次に、27ページでございます。議案第6号、専決処分の承認を求めるについて を提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

27ページをお開き願います。議案第6号、専決処分の承認を求めるについて でございます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。

28ページをお開き願います。①4条の届出でございます。1件の届出がございました。続きまして29ページでございます。②5条の届出でございます。8件の届出がございました。続きまして32ページをお開き願います。③転用事実確認証明でございます。5条が4件ございました。続きまして34ページをお開き願います。④農地法第20条第6項の規定による通知でございます。今回は3件でございます。賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく解約通知でございます。以上で議案第6号、専決処分の承認を求めるについての説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第6号、専決処分の承認を求めるについて を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第6号は承認されました。

以上をもちまして、議案の審議を終了いたします。
慎重審議、誠にありがとうございました。

(午後2時45分閉会)